|  |  |
| --- | --- |
| 個　人 | 法　人 |

（いずれかに○）

**生産者補給金交付契約申込書**

平成　　年　　月　　日

　公益社団法人群馬県畜産協会

　　会長　大　澤　憲　一　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （フリガナ） |  | |
| 氏名・名称及び代表者 |  | 印 |
| 電話番号 |  | |
| 郵便番号 |  | |
| 住所 |  | |
| （代理人住所氏名・印） |  | |

　貴協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程を了知し、これに基づき生産者補給金交付契約を締結したく、下記のとおり必要書類を添えて申し込みます。

記

１　契約番号（過去に契約番号を取得された方のみ記入）

２　（申込者が法人の場合）申込者の概要（別紙）

３　生産者補給金の受取口座の名称等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 支店名 | 口座の種類 | 口座番号 | 口座名義 |
|  |  |  |  | （ｶﾀｶﾅで記入） |

４　生産者補給金交付契約申込書等の提出経由先（事務委託先）の名称

|  |
| --- |
|  |

５　経営形態（主とする経営形態のいずれかに○を付けてください。）

　　①繁殖　　②酪農　　③一貫　　④哺育

６　肉用子牛の飼養（予定）場所の所在地、名称等

|  |  |
| --- | --- |
| （１） |  |
| （２） |  |
| （３） |  |
| （４） |  |
| （５） |  |

７　契約の有効期間の開始希望日（希望どおりとならない場合もあります。）

　　平成　　年　　月　　日

８　個人情報の取扱い

　　肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の実施により得られるあなた（及び代理人）の個人情報は、下記のとおり取り扱われます。

（１）個人情報の利用目的

　　　肉用子牛生産者補給金制度における生産者補給金交付業務、生産者積立金管理業務及び本制度に係る業務の管理・運用に利用する。

（２）共同利用する者の範囲

　　　公益社団法人群馬県畜産協会、あなたが属する事務委託先及び独立行政法人農畜産業振興機構

（３）共同利用するデータ項目

　　　氏名、電話番号、住所、契約番号、振込先口座、本制度の実施状況（個体登録状況、生産者補給金の交付状況等）

（４）個人情報の管理者

　　ア　公益社団法人群馬県畜産協会

　　　　　群馬県前橋市亀里町１３１０番地

|  |
| --- |
|  |
|  |

イ

ウ　独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部 肉用子牛課

　　　　　東京都港区麻布台二丁目２番１号

　　　　　　　　上記の個人情報の取扱いについて同意します。

　　　　　　　　（同意する場合はチェックを記入してください。）

＜本書は契約書に印刷不要＞

契約申込みに当たっての留意事項

１　生産者補給金交付契約申込書関係

（１）申込書に記入する氏名・名称にはフリガナを付すること。また、記の３の口座名義はカタカナで記入すること。

（２）契約の申込みに当たっては，協会が業務規程に基づき定める様式による生産者補給金交付契約書の契約者（乙）の欄及び事務委託先の欄の各々に記名押印したもの３通を添付すること。

（３）申込書の記の４の生産者補給金交付契約申込書等の提出経由先は，生産者補給金交付契約書の事務委託先と同一のものとすること。

（４）契約の申込者が代理人を置く場合にあっては、①契約の申込者と代理人との連名で申し込むとともに、②契約の申込者と代理人とが代理行為の内容を約した契約書の写しを添付すること。

（５）申込書の記の５の経営形態については、以下のとおりとする。

　　①　繁殖：子牛の生産を目的とする経営をいう。

　　②　酪農：生乳販売を主とする経営をいう。

　　③　一貫：哺育・育成から肥育までの一貫して行う経営をいう。

　　④　哺育：哺育から育成を主とする経営をいう。ただし、哺育のみを含む。哺育とは、生後１～２週間程度のものを導入（出生子牛を含む。）し、３か月程度飼育するものをいう。育成とは、３か月程度の子牛をさらに３～４か月程度飼育するものをいう。

２　申込者の概要関係

（１）別紙の申込者の概要は、申込者が法人の場合のみ記入・添付すること。

（２）別紙の４及び９は、該当するものを○で囲むこと。「その他」に○を付けた場合は具体的事項を（　）内に記載すること。

（３）別紙の７及び８は、申込法人が会社である場合に記載すること。

（４）別紙には、申込法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明で作成後おおむね３か月以内のもの）又はその写し、定款その他記載内容を証する書類を添付すること。

（５）市町村にあっては、別紙の１から４を記載すること。また、生産した肉用子牛を譲り渡す事業により譲り渡される肉用子牛のおおむね半数以上が、当該市町村内の肉用牛経営者に譲り渡されていることがわかる書類を併せて添付すること。